

広島県選挙管理委員会告示第二十号

広島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

広島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

広島県選挙管理委員会規程（昭和三十六年選挙管理委員会告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「専任主査、主任主査」を「主幹」に改め、「主任主事、主任技師」を削る。
第十三条中「専任主査、主任主査」を「主幹」に改め、「主任主事、主任技師」を削る。

第十四条第三項を削り、同条第四項中「主任主査」を「主幹」に改め、同項を同条第三項とし、第四項から第八項まで一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「主任主事、主任技師、」を削り、同項を同条第八項とする。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。